

令和4年度中央区期間限定型保育事業利用申請書

申請日	年 月 日
-----	-------

(宛先) 期間限定型保育事業実施事業者

申請者 (保護者)

住 所	〒 中央区		
ふりがな		電 話	(保護者①) () (保護者②) () (自宅) ()
氏 名			<input type="checkbox"/> 主な連絡先 <input type="checkbox"/> 主な連絡先

次のとおり、令和4年度中央区期間限定型保育事業の利用を申請します。

対象児童

氏 名	ふりがな	令和 年 月 日生 (歳)

家族の状況 (申請者も記入してください。家族以外で同居している方も記入してください。)

氏 名	対象児童との続柄	生年月日	就労先・学校・幼稚園・保育所等の名称 (4月の状況)
1		年 月 日	
2		年 月 日	
3		年 月 日	
4		年 月 日	
5		年 月 日	
6		年 月 日	

希望保育園をご記入ください。

希 望 園 名	第1希望
	第2希望
	第3希望
	第4希望
	第5希望

確 認 書

1	期間限定型保育事業実施事業者に提出された本事業の利用に係る書類の内容については、中央区福祉事務所長に情報提供します。
2	本事業の利用期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までで、令和5年4月1日以降は本事業の利用を継続できません。
3	本事業の利用条件を満たさなくなった場合には、年度の途中でも利用の継続ができません。
4	本事業は、保護者が就労していることを要件として実施されるものであるため、就労以外の要件（就学や次のお子さんの出産に伴う育児休業の取得等）を理由に利用できません。
5	対象児童の条件に合致していないにもかかわらず申請したことが判明した場合、事業の利用の可否の決定前であれば事業の利用対象といたしません。また、内定後判明した場合は内定を取り消します。
6	本事業の利用が内定した場合でも、面談等の結果、利用できない場合があります。
7	理由にかかわらず2カ月を超えて保育園を休む場合は、利用の決定を取り消します。また、登園が1度もなくても保育料は毎月かかります。
8	区の区域外に転出した場合、本事業の利用は転出した日の属する月の末日までとなります。
9	月の途中の退園でも、1カ月分の保育料はかかります。
10	利用料を滞納した場合や保育所でのルール等を守らない場合は、利用の決定を取り消します。

年 月 日

上記の事項について、全て確認しました。

世帯主 氏名 _____

※ 世帯主の氏名は自署してください。